

10月から、土曜日と年末年始の 可燃ごみ直接搬入が予約制となります



ひたちなか・東海クリーンセンターでは、可燃ごみの直接搬入が年々増加していることに伴い、搬入受け付けまでの待ち時間が長くなっているほか、車両の渋滞による施設内外の安全管理が課題となっています。これらの課題を解消するため、10月から、特に混雑する土曜日と年末年始の直接搬入について予約制を導入することとしました。皆さんがより安全に、滞りなく施設を利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

予約が必要な日

▽10月1日(土)以降の土曜日

▽12月最後の営業日・1月最初の営業日(令和4年度は12月30日(金)・令和5年1月4日(水))

予約に当たって

下表を参照の上、インターネットまたは電話で申し込みください。※申し込み先(WebサイトのURL、電話番号)については、「広報とうかい」(9月10日号)でお知らせする予定です。

		インターネットでの申し込み(家庭ごみ)	電話での申し込み(家庭ごみ・事業ごみ)
申し込みに必要な情報		▽氏名 ▽住所 ▽電話番号 ▽搬入車両ナンバー(4桁) ▽搬入希望時間(30分単位で希望可) など	▽氏名 ▽住所(市村名のみ) ▽ごみの種類(家庭ごみ・事業ごみ) ▽搬入希望時間(30分単位で希望可) など
受付期間	開始	搬入日の12日前の午前8時30分 ※10月1日(土)の搬入予約については、9月20日(火)から受け付けを開始します。	搬入日の12日前(祝日の場合はその翌日)の午前8時30分
	終了	搬入日の前日の午後4時30分	搬入日の前日(祝日の場合はその前日)の午後4時30分
受付時間		24時間	月曜日から金曜日まで(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後4時30分
搬入時の受付方法		インターネット予約者用の受付票に記入 ※申し込み時に発行される受付番号が必要となります。	受付票に記入

予約をする際は、次の点にご注意ください

▽搬入が可能なごみは、東海村・ひたちなか市で発生した可燃ごみに限ります。▽産業廃棄物は、発生した場所にかかわらず搬入できません。▽他人のごみを許可なく収集・運搬することは、廃棄物処理法で禁じられています。▽搬入の予約は1人につき1日1回までとなります。▽10月1日(土)以降の対象日に、予約なしでごみを搬入することはできません。

問い合わせ

▽予約申し込みに関すること…ひたちなか・東海クリーンセンター予約センター(☎219-5553)▽ひたちなか・東海クリーンセンターへの搬入に関すること…ひたちなか・東海広域事務組合施設課クリーンセンター管理室(☎265-5310)▽ごみの分別や処理方法などに関すること…東海村環境政策課ごみゼロ推進室(清掃センター内 ☎282-7289)